

平成30年第2回広尾町議会臨時会 第1号

平成30年5月16日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第 6号 専決処分の報告について
- 5 報告第 7号 専決処分の報告について
- 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 7 議案第47号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第48号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第49号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第50号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について
- 11 発議第 7号 常任委員の選任について
- 12 発議第 8号 議会運営委員の選任について

○追加議事日程

- 1 発議第 9号 議長の常任委員辞任について

○出席議員（13名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆   | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通  | 4番 前崎 茂    |
| 5番 志村 國昭  | 6番 山谷 照夫   |
| 7番 星加 廣保  | 8番 渡辺 富久馬  |
| 9番 小田 英勝  | 10番 小田 雅二  |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝   |
| 13番 堀田 成郎 |            |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- |           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 町 長       | 村 瀬 | 優   |
| 副 町 長     | 田 中 | 靖 章 |
| 会 計 管 理 者 | 道   | 淳 一 |

兼 出 納 室 長	道	淳	一
総 務 課 長	白	晃	基
総 務 課 参 事	松	哲	典
総 務 課 長 補 佐	沖	一	美
併 総 務 課 参 事	西		努
併 総 務 課 主 幹	折	博	和
併 総 務 課 主 幹	山	雄	一
企 画 課 長	長	吉	弘
企 画 課 長 補 佐	宝		大
住 民 課 長	齊	美 津	雄
住 民 課 長 補 佐	佐	直	美
住 民 課 長 補 佐	楠	直	美
住 民 課 長 補 佐	山	裕	貴
兼 住 民 課 長 補 佐	村	洋	子
保 健 福 祉 課 長	山	崎 勝	彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	山	崎 勝	彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐	藤 清	美
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅	原 樹 美	恵
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 次 長	金	石 輝	義
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村	上 洋	子
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	浜	頭	力
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	浜	頭	力
農 林 課 長	平	浩	則
農 林 課 長 補 佐	寺	井	真
兼 町 営 牧 場 長	平	浩	則
水 産 商 工 観 光 課 長	雄	谷 幸	裕
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	室	谷 直	宏
建 設 水 道 課 長	小	川 浩	司
建 設 水 道 課 参 事	北	藤 盛	通
建 設 水 道 課 長 補 佐	前	田 憲	一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小	川 浩	司
港 湾 課 長	森	谷	亨
国 保 病 院 事 務 長	渡	辺 將	人
国 保 病 院 事 務 次 長	齊	藤 裕	美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	及 川 隆 之
学校給食センター所長	山 岸 達 也
ひろお幼稚園長	道 尚 子
社 会 教 育 課 長	早 川 修
社 会 教 育 課 参 事	奥 村 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	早 川 修 子
兼 図 書 館 長	奥 村 京 子

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	林 菜々美

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成30年第2回広尾町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。  
本臨時会には、町長から報告2件、承認1件、議案4件を受理しております。また、議会から、議案2件を受理しております。  
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。  
村瀬町長、登壇願います。  
  
1、町長（村瀬） 第2回の広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。  
行政報告をさせていただきます。  
まず、1点目の人事異動についてであります。4月1日付であります。  
行政改革に伴う課の統廃合や係の再編による異動を実施したことにより、異動数は100件と、例年

より多くなりました。昇格者は、課長補佐職から課長職へ4人、係長職から課長補佐職へ4人、係から係長職へ5人であります。採用者数は6人で、うち新規採用は5人、一般行政職が4人、保育士1人、再任用が1人であります。

次に、職員数であります。平成30年4月1日現在194人であり、昨年4月1日の職員数と比較して4人の減であります。役職別では、医師4人、課長職20人、補佐職19人、係長職47人、係103人、準職員1人あります。

なお、異動後の機構につきましては、別添の資料機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認願います。

次、2点目の業務請負契約の締結についてであります。

業務名が人工造林（特殊地拵）事業その2であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町西2条6丁目16、広尾町森林組合、代表理事組合長久保善久であります。

契約額が4,028万4,000円あります。

工期につきましては、平成30年4月13日から平成30年10月31日までであります。

業務の内容でありますけれども、業務の場所につきましては、広尾町字紋別であります。

内容については、人工造林の特殊地ごしらえのことでありまして、風倒木処理一式であります。

指名業者等の状況でありますけれども、広尾町森林組合、株式会社ホリタの2業者をもって平成30年4月12日に見積もり合わせを行ったところであり、落札率は95.1%であります。

次に、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、ひろお保育園増築（園舎）工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目138番地あります。アカイシ建設株式会社、代表取締役赤石浩行であります。

契約額は、4,460万4,000円あります。

工期は、平成30年5月16日から平成30年11月30日までであります。

工事の概要であります。

施工場所につきましては、広尾町公園通北2丁目51番地の2であります。

内容につきましては、園舎の増築工事一式であります。

指名業者等の状況であります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の3業者をもって平成30年5月9日に入札を行ったところでありまして、落札率は98.7%であります。

次に、(2)の工事名が養護老人ホーム配管改修工事あります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3の2、有限会社田中建設、代表取締役田中久であります。

契約額は4,413万9,600円ありまして、工期は平成30年5月16日から平成30年11月30日まであります。

工事の内容であります。

施工場所につきましては、広尾町公園通南4丁目1番地、養護老人ホームであります。

内容でありますけれども、施設内の配管改修工事、給湯設備の配管、暖房設備配管の更新であります。

指名業者等の状況であります。フジ暖房工業株式会社、森設備工業株式会社、株式会社奥原商会、浅岡工業株式会社、有限会社田中建設の5業者をもって平成30年5月9日に入札を行い、落札率は98.9%であります。

次、4点目の火災の発生についてであります。

4月30日に豊似地区において原野の野火火災が発生し、消防職員・団員合わせて59人が出動し消火に当たったものですが、火は延焼拡大し、豊似川を挟んだ対岸の林野へ燃え移ったものであります。燃え移った林野は容易に人が進入できる場所ではなかったため、北海道防災ヘリコプターによる空中消火の出動を要請いたしましたが、日没により飛行できず、消防職員による警戒態勢をしき、夜間の巡視を継続したところであります。その後、深夜に火勢が弱まり、翌5月1日午前3時に鎮圧を確認、午前9時10分に鎮火となったため、防災ヘリの出動には至りませんでした。出火の原因については現在調査中で、焼損面積については原野、雑種地、山林、合わせて約13ヘクタールとなっているところであります。

次に、5点目であります。

広尾線鉄道記念館における負傷事故についてであります。

平成30年4月28日午後1時ごろ、広尾線鉄道記念館の敷地内で、鉄道資料として屋外に展示している転轍機のレバーが倒れ、観光で道外から訪れていた9歳の児童が右足を負傷する事故が発生いたしました。

事故現場に居合わせたバス待合所の係員が消防へ通報し、負傷した児童は帯広市内の病院に救急搬送され、右大腿部裂傷の縫合手術を受け、4日間程度の入院を要し、全治1週間から2週間の診断となったところであります。その後、5月2日に退院し、実家のある埼玉県三郷市の病院へ通院の予定であります。負傷された児童の一日も早い回復を願うとともに、今後も誠意を持って対応してまいります。

事故の原因となった転轍機につきましては、事故発生後、直ちにロープでレバーを固定するとともに、人が立ち入らないようバリケードを設置したところであります。

また、日ごろから公共施設の維持管理につきましては、年2回の定期点検を実施するなど、安全の確保に努めてきたところでありますが、5月1日、各施設管理者に緊急の施設点検の指示をしております。今後、このような事故が起こらぬよう、さらに安全対策を徹底してまいります。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第6号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第6号 専決処分の報告であります。

議案書1ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成29年度広尾町一般会計補正予算（第14号）であります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。平成29年度広尾町一般会計補正予算（第14号）についてでありまして、別紙にお示しをしたとおりであります。

専決処分の理由であります。基金の積み立ての確定、長期債の借入申請手続について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成30年3月31日であります。

3ページの平成29年度広尾町一般会計補正予算であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ1,993万9,000円を追加し、73億4,364万円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

4ページの歳入をお願いいたします。

平成29年度一般会計の事項別明細書につきましては、3ページからになります。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

14款道支出金、2項道補助金につきましては、森林環境保全整備事業補助金の確定により整理を行ったものであります。

15款財産収入、1項財産運用収入につきましては、財政調整基金及びまちづくり基金の繰りかえ運用収入の確定により整理を行ったものであります。2項の財産売払収入につきましては、立木売払収入及びJ-クレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

16款1項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の確定により整理を行ったものであります。

17款1項繰入金につきましては、減債基金、国鉄広尾線代替輸送確保基金、中川一郎記念館管理運営基金、まちづくり基金、社会福祉振興基金及び教育振興基金からの繰入金でありまして、歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

19款諸収入、5項雑入につきましては、中川一郎記念館での記念誌販売収入追加でありまして、基金整理にかかわるものを整理したものであります。

20款1項町債につきましては、過疎対策事業債の減額でありまして、事業費の確定に伴い整理をするものであります。

次に、歳出であります。

議案書6ページであります。

2款1項総務管理費につきましては、財務管理費につきまして基金積立金の追加、企画費につきましては財源内訳の補正、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費につきましては、歳出の確定に伴い整理を行ったものであります。

3款1項社会福祉費につきましては、社会福祉振興資金寄附金の確定に伴い、基金へ積み立てをするものであります。

4款1項保健衛生費につきましては、財源内訳の補正であります。

5款1項農業費につきましては、Jークレジット売払収入、立木売払収入確定に伴い、農山漁村ふるさと事業基金へ積み立てするものであります。5款2項林業費につきましては、Jークレジット売払収入の確定に伴う売り払い手数料の整理及び造林保育事業の確定に伴う整理を行ったものであります。

6款1項商工費につきましては、財源内訳の補正であります。

7款2項道路橋りょう費につきましては、除雪費用の確定に伴う整理を行ったものであります。

8款1項消防費につきましては、財源内訳の補正であります。

9款1項教育総務費につきましては、教育振興資金寄附金の確定に伴い教育振興基金積立金の追加であります。2項小学校費から5項社会教育費につきましては、財源内訳の補正であります。

11款1項公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

次に、議案書7ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債3件について整理をしたものであります。

町債の合計から850万円を減額し、5億7,643万9,000円とするものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

#### ◎日程第5 報告第7号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第7号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第7号の専決処分の報告についてであります。

8ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

専決処分の理由であります。基金の積み立てについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成30年3月31日であります。

次のページの平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条は歳出予算の補正で、「第1表 歳出予算補正」によるものです。

次のページの歳出であります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費325万4,000円の減額であります。保険給付費の確定により整理を行ったものであります。

3款1項基金積立金325万4,000円の追加であります。歳出額の確定により介護給付費準備基金の積立額を整理したものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。

暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

再開します。

#### ◎日程第6 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

12ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成30年度広尾町一般会計補正予算（第1号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成30年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分の理由であります。4月1日付人事異動に係る準職員の人件費について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきます。

ました。

処分日につきましては、平成30年4月1日であります。

次のページの平成30年度広尾町一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

4款1項保健衛生費634万7,000円の減額であります。

7款1項土木管理費634万7,000円の追加であります。

いずれも準職員の人事異動に係ります共済費、賃金及び福祉協会負担金の補正であります。

以上で、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

#### ◎日程第7 議案第47号～日程第8 議案第48号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第47号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第8、議案第48号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第47号と議案第48号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等が平成30年3月31日、改正・公布されたことに伴い、本町条例の関係条文を改正するもの

であります。

主な改正内容であります。

1点目は、合計所得金額2,400万円を超える納税義務者の基礎控除の見直し、2点目は、固定資産税の負担について現行の負担調整措置を3年間延長するものであります。3点目は、生産性革命に向けた中小企業の設備投資の支援の創設であります。4点目は、たばこ税率を3段階で見直すものが主な内容であります。

また、広尾町都市計画税条例の改正につきましては、固定資産税と同じく現行の負担調整措置を3年延長する改正と条項ずれに伴う修正が主な内容になっているところであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。議案資料をお手元をお願いいたします。

議案資料の表紙にあります上から4行目の議案第47号広尾町税条例新旧対照表、第1条による改正から第6条による改正までありますが、本条例の一部改正につきましては、第1条での改正が主なものでありまして、主に適用日が平成30年4月1日であります。改正内容により施行日が異なります。第2条による改正では第1条による改正を改正し、第3条による改正では第2条による改正を改正し、第5条まで順次改正しますが、主にたばこ税に関する施行日の改正でございます。第6条による改正につきましては、平成27年度改正の経過措置について改正を行うものであります。

議案資料1ページをお開きいただきたいと思います。

一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、内容に沿っての条文の追加、削除等整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

議案資料の1ページ、1、広尾町税条例の一部改正分であります。

1の町民税関係ですが、第1条による改正でございます。

(1)、町民税の非課税の範囲の見直しでございます。

1つ目の丸でございますが、所得割について非課税措置の対象となる障がい者等の合計所得金額が125万円から135万円となる改正でございます。

2つ目の丸、3つ目の丸につきましては、均等割、所得割についての非課税基準について所定の金額に10万円を加える改正でございます。

施行日につきましては、平成33年1月1日でございます。

(2)、基礎控除の見直しでございます。

働き方の多様化を踏まえまして、特定の働き方ではなく、さまざまな形で働く人を応援する観点

から、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金控除を10万円引き下げます。そして、どのような所得にでも適用される基礎控除を同額の10万円を引き上げます。33万円から43万円とされるものでございます。この基礎控除につきまして、所得が高いほど税負担の軽減幅が大きいことから、所得2,400万円を超える方から基礎控除を段階的に減額しまして、2,500万円を超える方は基礎控除の適用がなくなるという改正でございます。具体的には、合計所得金額が2,400万円以下の控除額が43万円、2,400万円を超え2,450万円以下が29万円、2,450万円を超え2,500万円以下が15万円。

次のページでございます。

2,500万円を超える方ですと、控除額の適用がなくなるという改正でございます。

施行日は、平成33年1月1日でございます。

(3)、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでございますが、公的年金等所得のみの方が配偶者特別控除を受けようとする場合、申告書の提出が不要となる改正でございます。

施行日は、平成31年1月1日でございます。

(4)、調整控除の見直しでございます。

前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用がなくなるという改正でございます。これは先ほど前年の合計所得金額が2,500万円を超えた場合、基礎控除の適用がなくなる改正に伴うものでございます。

(5)、法人町民税についてでございます。

1つ目の丸、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除し切れなかった金額を法人住民税法人税割から控除する規定の新設でございます。適用日は、平成30年4月1日でございます。

2つ目の丸でございます。資本金1億円を超える内国法人等（大法人）の申告につきまして、電子情報処理組織による提出義務を規定するものです。いわゆるインターネットによる申告でございます。施行日は、平成32年4月1日でございます。

3つ目の丸、法人税の納期限の延長の場合の延滞金について規定するものでございます。適用日は、平成30年4月1日でございます。

次のページでございます。

2番、固定資産税関係ですが、これも第1条による改正でございます。

(1)、土地税制です。

1つ目の丸、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の負担につきまして、平成27年度から平成29年度までの負担調整措置を3年間延長するものでございます。

2つ目の丸、地価が下落し、課税上著しく均衡を失すると認められた場合、価格を簡易な方法により下落修正することができる特例措置を平成32年度まで継続するものでございます。広尾町での適用はありません。

適用日については、それぞれ平成30年4月1日でございます。

(2) です。

再生可能エネルギー電気の発電施設に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長しまして、出力が1,000キロワット以上の太陽光発電設備、出力が20キロワット未満の風力発電設備について課税標準を価格に4分の3を乗じて得た額としまして、出力が5,000キロワット以上の水力発電設備、出力が1,000キロワット未満の地熱発電設備、出力が1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備の課税標準を価格に3分の2を乗じて得た額とする見直しでございます。

適用日につきましては、平成30年4月1日でございます。

次のページをお願いします。

(3)、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援でございます。

生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けまして、生産性向上特別措置法の規定による認定先端設備導入計画に基づき行われました一定の設備投資につきまして、固定資産税を3年間ゼロから2分の1の間で広尾町が定めて課税とする時限的な特例措置を創設するものでございます。

なお、広尾町におきましては、固定資産税を3年間ゼロとするものでございます。

施行日につきましては、生産性向上特別措置法の施行の日でございます。

(4)、固定資産税等の特例措置でございます。

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設するものでございます。

適用日につきましては、平成30年4月1日でございます。

続きまして、3、市町村たばこ税関係でございます。

これは第1条による改正から第5条による改正までになります。

(1)として、製造たばこでございます。

製造たばこの区分を新たに創設するものでございます。

具体的には、喫煙用のたばこことしまして、紙巻きたばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、そして、かみ用の製造たばこ、嗅ぎ用の製造たばこなどでございます。

施行日は、平成30年10月1日でございます。

次のページでございます。

(2)、製造たばこみなす場合です。

「加熱式たばこの喫煙用具であって」という書き出しがありますが、これはいわゆる電子たばこのことでありまして、これを製造たばこみなしまして地方税法の規定を適用するものでございます。また、この際、この製造たばこの区分を加熱式たばことするものでございます。

施行日につきましては、平成30年10月1日でございます。

(3)でございます。

加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。

ここで、資料の23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表となります。

現行の94条、たばこ税の課税標準の表をごらんいただきたいと思います。たばこ税につきましては、紙巻きたばことして課税をされております。ほかの製造たばこにつきましては、紙巻きたばこに換算されます。加熱式たばこにつきましては、現在、下の24ページのイのパイプたばこに分類されておまして、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算され、課税されてきました。加熱式たばこは紙巻きたばこと比較しまして税負担が低いこと、加熱式たばこの間でも税負担が大きく異なることなどから、今回見直しされることになりました。

資料の5ページにお戻りいただきたいと思います。

現行の加熱式たばこの製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本とする換算方式、これは表の真ん中の現行の換算方式となります。これを重量と価格の換算本数を合計した本数と見直します。加熱式たばこの一定の重量0.4グラムをもって紙巻きたばこを0.5本、それから紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格をもって加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこの0.5本分に換算します。これが表の右にあります改正後の換算方式となります。これを5年間、5年かけまして段階的に移行するものでございます。

施行日につきましては、表の左に記載されている施行日となります。

次の6ページをお開きいただきたいと思います。

たばこ税の見直しでございます。

たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、合計3円を引き上げるものでございます。

広尾町のたばこ税につきましては、表をごらんいただくと1,000本当たりの税額が記載されておりますが、現在1本当たりですと5.262円ですが、これを3段階で6.552円としまして、1本当たり1.29円引き上げるものでございます。

国と地方合わせまして、20本入りたばこ1箱で60円の引き上げとなります。

また、広尾町のたばこ税では、20本入りたばこ1箱で25.8円の引き上げとなります。

(5)、町たばこ税に関する経過措置です。

これは第6条関係になります。

平成27年度におきまして講じた旧3級品の紙巻きたばこ、ゴールデンバット、エコーなど6種類の税率の経過措置につきましては、平成31年3月31日までを平成31年9月30日まで延長して適用するものでございます。

次のページでございます。

施行日でございます。

本改正条例は第1条による改正では公布の日から適用するものですが、改正内容によりまして施行日が異なりまして、記載のとおりとなるものでございます。

また、第2条による改正から第5条による改正までは、たばこ税の施行日等に係るものが主なものでございまして、平成31年、32年、33年、34年、それぞれの年の10月1日の施行日になります。

また、6条による改正の施行日は、平成30年10月1日でございます。

続きまして、広尾町都市計画税条例の一部改正であります。

(1)、都市計画税条例の特例措置ですが、税条例同様、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設するものでございます。

(2)、土地税制。

都市計画税の負担調整措置でございます。

税条例同様、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の負担につきまして、負担調整を3年間延長するものでございます。

(3)、その他。

文言の修正及び参照条項の改正等に伴う改正でございます。

施行日につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第47号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第48号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第49号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第49号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第49号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正の趣旨は、1つ目として賦課限度額引き上げの改正、2つ目は所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち5割軽減、2割軽減の基準額を拡大するものであります。3つ目として3月に

国保税の税率改正を行ったことに伴う軽減額の改正、4つ目としてマイナンバーによる情報連携に伴い条文を整理するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料の60ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正の主な内容としましては、地方税法施行令の改正等に伴うものでございます。

1つ目でございますが、賦課限度額の改正であります。

国民健康保険税は医療給付費分である基礎課税額、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに分かれ、課税されております。今回は、このうち基礎課税額に係る課税限度額を54万円から4万円引き上げ、58万円に引き上げ改正するものであります。

2つ目でございます。

保険税の軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

国民健康保険税は所得に応じまして7割、5割、2割の軽減がされますが、今回は、このうち5割軽減と2割軽減の基準額が改正されております。5割軽減につきましては、所得基準額の算定金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減につきましては、同じく49万円から50万円に引き上げるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

保険税の改正に係る影響額についてご説明したいと思います。

左側が基礎課税額、真ん中が後期高齢者支援金等課税額、右側が介護納付金課税額となっております。平成29年度課税実績をもとに改正後の試算をしております。

初めに、軽減についてご説明申し上げます。

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額は、表の左に軽減とありますが、軽減の段の上から2段目の5割軽減被保険者が272人から276人に、下の段に移りまして、2割軽減が232人から237人となると見込んでおります。また、世帯数につきましては、5割軽減世帯が145世帯から147世帯に、2割軽減世帯が122世帯から124世帯となると見込んでおります。

②の軽減額合計額は、基礎課税額が均等割と平等割を合算し、2,302万2,000円から2,313万1,000円になりまして、10万9,000円の税額の減額、後期高齢者支援金等課税額は688万2,000円から691万5,000円になり、3万3,000円の税額が減額になると見込んでおります。介護納付金課税額は5割軽減が92人で変動なし、2割軽減被保険者数が68人から70人、それから5割軽減の世帯数は66で変動なし、2割軽減世帯につきましては51世帯から53世帯で、②の軽減額が56万3,000円から56万5,000円となり、2,000円の税額の減額になると見込んでおります。

次に、限度超過分についてであります。

まず、基礎課税額であります。今回の改正で限度額を4万円引き上げることによる影響であります。下から3段目の賦課超過世帯は67世帯から64世帯になると見込んでおります。③の限度超過額は、4,005万8,000円であります。軽減及び限度額の改正に伴う基礎課税分の額は、下段の課税額計となりまして、249万4,000円の増となります。

一方、後期高齢者支援金と介護納付金につきましては、軽減額の改正のみとなっておりますので、後期支援金分で3万3,000円、介護納付金分で4,000円のそれぞれ減となると見込んでおります。

続きまして、議案資料の62ページでございます。

国民健康保険税の税率改正に伴う軽減額一覧表でございます。

3月の議会におきまして、国保税の税率の見直しを行ったことに伴いまして、7割、5割、2割の均等割、平等割、特定世帯及び特定継続世帯の軽減額をそれぞれ改正するものでありまして、医療分でご説明しますと、表の右上、平成29年度まで均等割の税額2万4,000円が平成30年度2万4,500円に改正されたことに伴いまして、平成29年度の軽減される額7割軽減1万6,800円が平成30年度において1万7,150円に改正されるものでございます。それぞれの金額につきましては、一覧表のとおりでございます。

最後に、議案資料67ページをお開きいただきたいと思っております。

新旧対照表の改正になります。

第22条の2第2項、特例対象被保険者等に係る申告でございますが、特例対象被保険者、いわゆる非自発的失業者のことでありまして、倒産、解雇等により失業した方の国保税について、失業時から翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定する課税の特例があります。この方につきましては、マイナンバーによる情報連携において把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示を不要とすることができるとする条文の整理でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） この国民健康保険税の部分でありますけれども、第2条第2項の国保の賦課限度額の上限、これ4万円引き上げという内容でありますけれども、いわゆる医療分、後期高齢者分、それから介護分と合わせると、現行89万円が4万円引き上げて93万円になるという形になります。平成18年度の賦課限度額が62万円でしたから、今回93万円ということで、31万円の増額、10年ちょっとで1.5倍に引き上がると。そういった意味で、大幅な引き上げになるわけでありまして、この国保税の賦課限度額の部分でいけば、いわゆる地方税法第703条の4の規定で、要するに国保の賦課限度額の上限を定めているものでありますけれども、これはあくまでも上限額を超えてはならないという法律の規定でございまして、逆な言い方をすれば、この以内であればその限りでないという形になるわけでありまして、例えば十勝管内で見れば、平成29年度においても、19

市町村全てこの賦課限度額89万円になっていますけれども、全道で見ても、以前もお聞きしたことがありますし、本町も平成12、3年ころには、この税法上の賦課限度額よりも2万円ほど下回って賦課していたこともございますけれども、全道の今現在、直近であれば、29年でわかればいいのですけれども、28年度でも結構ですけれども、賦課限度額のおおよそのいろんな金額があるかと思うのですけれども、その自治体数についてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） ご説明申し上げます。

現在、この算定におけます市町村数が177ございます。その中で、国の基準といえますか、89万円に対しまして60万円台の町村が2町、それから70万円台の町村が2町、それぞれ1.1%となっております。それから、80万円から89万円未満の町村が31町村、17.5%でございます。合計で89万円未満の町村が35市町村、19.8%、国と同じ基準の市町村が142市町村で80.2%となっております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

4番、前崎議員。

質疑の発言は許しますが、内容は簡潔に願います。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、地方税法の上限額よりも過去に本町でも2万円を低くして賦課限度額を定めた経緯がございますけれども、今の説明では、28年度ベースでも、いわゆる広尾町の89万円に対して70万円台が2町村、それから60万円台が2町村ということですから、10万円あるいは20万円以上の額を低く抑えて賦課限度額を設定している市町村も実態としてあるということでもあります。そういった意味で、非常に最近課題になっているのが、高過ぎる国保税ということと言われておりますけれども、本町も以前にそういった地方税法の上限規定よりも下げた時期がございましたけれども、そういった今回の提案に当たって、賦課限度額のいわゆる地方税法の範囲内で低く抑えると、そういったような検討はされたのかどうか、それについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 国の限度額より下回った実績でございますが、平成11年度基礎分でございます。国が53万円に対しまして、広尾町が49万円、4万円ほど下回っております。平成15年介護分で国が8万円の金額で広尾町が7万円、1万円の減額でございます。平成19年度基礎分でございます。国が56万円に対して、広尾町は54万円でした。2万円下回っております。

過去3回にわたりまして基準を下回ることではしておりますが、現在なかなか、心苦しいのですが、限度額を上げて担税能力のある方により負担をいただくことで、中間層の納税者に何とかその分の負担が行かないような形でしたいと思っておりますので、国の基準どおりということをお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今の説明ですけれども、過去に広尾町としても限度額を下回って設定したことがあったという事実があるのですよね。3月の議会でも議論したところなのですけれども、都道府県化になって、北海道が一般会計からの繰り入れを6年をめどにやめなさいと、そういう方針を出したのですけれども、その後、道議会の中でもそのことが議論されて、それは強制ではないと。町村独自に考えてということなのですが、広尾はそれを5年で解消するというふうに今取り組みをしているという説明がありました。そういうことから、今回のこの限度額のことも含めて考えると、国保はもともと低所得者の方が多くて負担が大きいのだという、そういう保険制度であるにもかかわらず、町として全体を引き下げる、低所得者に対して納めやすい税にするという努力が足りないのではないかと。高額所得だから、その人たちが負担しなさい、負担しても構わないという、そういうふうに聞こえるのです。やはり町としてもっとこの国保税の負担を軽くするという努力が必要ではないかと思っておりますが、そういう検討はされなかったのかどうかお聞きします。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 今回3月の条例改正におきまして説明申し上げましたが、北海道の、要するに標準を示されたときに、広尾町として、いかに北海道の基準より下げることができるかできないか検討しまして、北海道では税の納付の実績96%をもって算定しているのですけれども、広尾町におきましては、100%収納した結果で税を見ております。結果的に全体の皆さんの負担は低く抑えていたということで、そういう努力は行いました。ただし、過去から平成12年度にさかのぼりまして、一度も税率を上げていないと。事ここに至って、広尾町の財政状況からどうしても値上げをさせてほしいということで、今回値上げをさせていただきました。

また、税の値上げにつきましても、3月でも説明しましたが、低所得者につきましては現行より税金が下がるような試算もしておりましたので、そのところで努力は十分したと思っております。

ただ、どうしても心苦しいのではありますけれども、所得の高い方より税額を上げていかざるを得ないということもありますので、その辺よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議を認めます。

これより議案第49号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 議案第49号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対討論をいたします。

本案の第2条関係の賦課限度額を現行の89万円から4万円引き上げて93万円にするものです。平成18年度の賦課限度額62万円から比べると、10年余で1.5倍、31万円もの大幅な増加となっております。中間所得層の負担軽減を図るため高額所得者に応分の負担を求めるためといいますが、所得割額や応能割額が高過ぎるため、高額所得者とは言えない人まで限度額世帯となっております。

道内の平成28年度の賦課限度額を地方税法の規定より低く抑えている保険者は35市町村、2割に達しております。加えて、1984年には国保の総収入に占める国庫支出金の割合は約5割、49.8%あったものが、2012年には23%、2分の1以上と大幅に減額をされております。国庫負担の増額なしに限度額引き上げだけでは、国保財政の窮迫は解決できるものではありません。

よって、本案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより議案第49号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第50号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第50号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について

てを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第50号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億6,890万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

45ページの歳入の関係であります。

20款1項町債690万円の追加であります。過疎対策事業債でありまして、十勝港外港地区整備事業債の追加であります。

次に、46ページの歳出の関係であります。

2款1項総務管理費229万9,000円の追加であります。庁舎外壁タイル改修工事219万1,000円の追加及びつつじまつりで行います150年事業のシンボルツリー植樹に係る事業費に10万8,000円を追加するものであります。

7款3項港湾費698万8,000円の追加であります。十勝港外港地区のしゅんせつ及び土砂運搬の工事費であります。工事箇所につきましては、議案資料の68ページにつけておりますので、お目通し願います。

8款1項消防費55万3,000円の追加であります。消防署敷地内の緊急車両出口に設置している電光式出動サイレンの修繕料であります。

次に、47ページでありまして、第2表の地方債の補正であります。

限度額の変更であります。過疎対策事業債につきまして、事業の追加に伴い、限度額を変更するものであります。町債の合計に690万円を追加し、10億2,460万円とするものであります。

以上で、議案第50号の一般会計補正予算の提案理由とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第50号 平成30年度広尾町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 発議第7号

1、議長(堀田) 日程第11、発議第7号 常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任は、委員会条例第7条の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長(菅原) それでは、申し上げます。

初めに、総務常任委員会委員、7人であります。浜野隆議員、北藤利通議員、前崎茂議員、志村國昭議員、星加廣保議員、渡辺富久馬議員、堀田成郎議員、以上7名であります。

次に、産業常任委員会委員、6人であります。萬亀山ちず子議員、山谷照夫議員、小田英勝議員、<sup>こだ</sup>小田雅二議員、旗手恵子議員、浜頭勝議員、以上6名であります。

1、議長(堀田) これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、副議長と交代のため、暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

(議長、副議長と交代)

1、副議長(浜頭) 再開します。

ただいま、総務常任委員に選任された議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長は、その職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところであり、常任委員を辞任したいとするものであります。

◎日程追加の議決

1、副議長（浜頭） お諮りします。議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第1とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時14分 再開

再開します。

◎追加議事日程第1 発議第9号

1、副議長（浜頭） 追加議事日程第1、発議第9号 議長の常任委員辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀田議長の退場を求めます。

（堀田成郎議長 退席）

お諮りします。本件は、申し出のとおり常任委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任については、許可することに決しました。

議長と交代のため、暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

（副議長、議長と交代）

1、議長（堀田） 再開します。

ここで、各常任委員会の正副委員長を互選するため、委員会の開催を願います。

委員会の開催場所は、議員控室で行います。先に総務常任委員会を開催し、終了後、産業常任委員会を開催します。

各常任委員会終了まで、本会議を休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

総務常任委員会の委員長に北藤利通議員、副委員長に前崎茂議員、産業常任委員会の委員長に小田英勝議員、副委員長に山谷照夫議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第12 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第8号 議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任は、委員会条例第7条の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） それでは、申し上げます。

議会運営委員会委員、6人であります。北藤利通議員、前崎茂議員、山谷照夫議員、星加廣保議員、小田英勝議員、浜頭勝議員、以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を互選するため、議会運営委員会の開催を願います。

委員会の開催場所は、議員控室で行います。

委員会終了まで、本会議を休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時38分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に山谷照夫議員、副委員長に小田英勝議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて平成30年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時39分